

## 平成29年度 公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団 奨学生募集要項（千葉県・茨城県）

### 設立趣意

公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団は倉石得一氏（オリエントアルモーター株式会社前社長）が私財を基に1978年に倉石育英会の名称で設立し、2009年には公益財団法人の認定を受け現在の名称に変更いたしました。

学生・生徒さんに奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的としています。現在、千葉県・茨城県、山形県、福島県において育英事業を行なっています。

※この「奨学生募集要項」及び「公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団奨学金  
給与規程」で詳しい内容をご確認いただき、十分ご理解の上出願くださいますよう  
お願いいたします。

### 1. 出願の資格

- (1) 千葉県若しくは茨城県内に在住又は千葉県若しくは茨城県内の学校に在学の学生及び生徒。
- (2) 経済的な事情により修学が困難であると認められ、学校長の推薦のある者。  
入学後主な学資出資者が死亡、長期療養(入院)、失業、その他の理由により学資支弁が困難になった者を優先する。
- (3) 品行方正で向上心がある者。

### 2. 奨学生としての役割

～奨学生の必要実施項目～

- (1) 奨学金の交付を受けたらそのつど、ただちに奨学金受領書を当財団宛に提出する。
- (2) 年度末に学業成績表及び、生活状況報告書(レポート)を当財団宛に提出する。
- (3) 年一回、当財団役員との座談会に出席する。  
※7月を予定しています。詳細は別途ご連絡します。
- (4) 住所・氏名の変更、及び在学状況(休学・復学・転学・停学)に変化があった場合は速やかに事務局に届け出る。

### 3. 募集人員（定員）

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 高等学校奨学生     | 20名 |
| (2) 大学・短期大学校奨学生 | 10名 |

### 4. 交付内容

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 奨学金の返済   | 不要  |
| (2) 奨学金の交付期間 | 一年間 |
- 次の年も継続して受給を希望する場合は、改めて出願手続きが必要です  
(注) 他の育英機関を併せて利用されることは差し支えありません

## &lt;交付金額と交付期間&gt;

奨学生	交付月額		交付期間
	高校生	大学・短大・大学院生	
	10,000円	15,000円	採用した年の 4月から一年間

## 5. 出願の手続

出願は学校を通じて行いますので、学校長は志望者の人物、健康、優秀性、学資支弁の困難度などについてその資格を検討し適格者を当財団へ推薦願います。

応募書類

## (1) 奨学生願書（指定用紙）

奨学金の交付は奨学生名義の銀行口座に振り込む方法をとるため、奨学金受取り口座名の記入が必要です。口座をお持ちでない場合は開設のご指導をお願いいたします。（ゆうちょ銀行可）

## (2) 在学証明書

## 6. 応募書類の提出期限と送付先

(1) 提出期限 平成29年5月12日（金）必着

(2) 宛先 下記事務局宛に、学校単位で一括してお送り願います

## 7. 選考と通知方法

推薦内容を審査の上採用を決定し、6月中旬に学校長及び出願者本人に書面にて通知いたします。

## 8. 奨学金の交付

奨学金は年間3回に分けて交付します。（交付日は後日お知らせします）

第1回	第2回	第3回
6月下旬	8月下旬	12月下旬

## 9. 奨学金の交付停止及び廃止

別紙「公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団奨学金給与規程」（第10条、第12条）をご確認ください。

## 10. 添付書類

(1) 公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団奨学金給与規程

(2) 奨学生願書

以上

## &lt;&lt;事務局連絡先&gt;&gt;～奨学生願書送付先～

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ願います。

〒110-8536 東京都台東区東上野4-8-1 オリエンタルモーター株式会社内  
公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団

担当/事務局 平林・山田 電話 03-5826-2577

# 公益財団法人オリエントルモーター奨学財団 奨学金給与規程

## 第1章 総 則

### (奨学生の資格)

第1条 当財団の奨学生となるものは、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、又は大学院に在学し、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。但し、本人の住所あるいは在学中の学校が次の都道府県にあるものに限る。

対象都道府県…千葉県、茨城県、山形県、福島県

### (奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 高等専門学校奨学生
- (3) 短期大学奨学生
- (4) 大学奨学生
- (5) 大学院奨学生

### (奨学金の給与期間及び金額)

第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2. 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

高等学校奨学生	月額 10,000 円
高等専門学校奨学生	3年以下の学年にあっては月額 10,000 円 4年及び5年にあっては月額 15,000 円
短期大学奨学生	月額 15,000 円
大学奨学生	月額 15,000 円
大学院奨学生	月額 15,000 円

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

### (奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、当財団指定の奨学生願書に在学学校長又はそれに準ずる者の推薦書及び在学証明書を添えて当財団に提出するものとする。

### (奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、理事会が決定し、その結果を在学学校長又はそれに準ずる者を経て本人に通知する。

### (奨学金の交付)

第6条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヶ月分以上を合わせて交付することができる。

2. 奨学金の交付は、直接本人の銀行口座へ振込むものとする。

### (奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、ただちに奨学金受領書を提出するものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 8 条 奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を当財団あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第 9 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所等を変更したとき

(奨学金の停止)

第 10 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により奨学金の交付を停止された者がその事由が止んで在学学校長又はそれに準ずる者を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 12 条 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学学校長又はそれに準ずる者の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込がなくなったとき
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失なったとき
- (6) 県内、県外問わず転学したとき
- (7) その他第 1 条に規定する奨学生としての資格を失なったとき

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生はいつでも在学学校長又はそれに準ずる者を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

### 第 3 章 奨 学 生 の 指 導

(奨学生の指導)

第 14 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(奨学生との座談会)

第 15 条 前条を目的とする事の一つとして毎年一回、当財団の役員と奨学生との座談会を行う。

平成29年度 奨学生願書

奨学生志望者

フリガナ

氏名： 印

生年月日： 年 月 日生 性別： 学年： 年生

住所： 〒

電話：

〔奨学金振込先〕 口座名義人（奨学生本人カナ氏名）

銀行

支店・口座番号

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は  
記号番号も必ずご記入ください

記号番号

推薦書

記入者：

平成 年 月 日

学校名

学校長名

印

# 家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	学群 _____ 学類 _____ 年次 _____									
	学籍番号				性別	男・女	現住所	〒 _____ TEL ( _____ )			
	フリガナ										
	氏 名						家族住所	〒 _____ TEL ( _____ )			
家 族 及 び 所 得	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職期間	勤 務 先 名 称	給与所得の収入金額 (税込)	給与所得以外の所得金額		
		父				年		万円	万円		
	母					年		万円	万円		
	父または母 死亡・離別の場合 時期 ( 年 月 ) 理由 ( _____ )										
	主たる家計支持者無職等の場合 時期 ( 年 月 ) 理由 ( _____ )										
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
	別居者に 家計支持者に ×印	就学者	続柄	氏 名	年齢	学 校 名	設置者別	学校種別	通学別	控 除 額	
本人					筑波大学	国立		※自宅 自宅外	万円		
						※国公立 私立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自宅 自宅外	万円		
						※国公立 私立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自宅 自宅外	万円		
						※国公立 私立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自宅 自宅外	万円		
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目		控除有無								
	障害者がいる世帯		※有・無	続柄 ( ) 氏名 ( ) 手帳番号 ( )							
	その他										
本 人 の 状 況	家庭からの給付		月額 ( 千円 )				認 定				
	アルバイト		月額 ( 千円 ) 内容 ( _____ )				総収入金額	① 万円			
	奨学金	受給中	月額 ( 千円 ) 団体名 ( _____ )				必要経費	② 万円			
		申請中	月額 ( 千円 ) 団体名 ( _____ )				特別控除額	③ 万円			
その他の収入		月額 ( 千円 ) 内容 ( _____ )				総所得金額	④=①-②-③ 万円				
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数	人
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤	万円
	修得単位数または科目数								家計充足率	⑥=④÷⑤×1.00	

- (注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。  
(父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。  
(父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者がいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
5. 「学業成績」欄については、1年生(編入学生を含む。)にあっては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあっては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。